最終更新日：2015年7月9日
株式会社スターフライヤー
代表取締役社長執行役員　松石　禎己
問合せ先：取締役執行役員　経営企画本部長　柴田　隆
証券コード：9206
http://www.starflyer.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスのあり方は、企業価値の継続的な向上を目的として、経営の透明性と健全性を確保し、尚且つ環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能を構築することであると考えております。今後におきましても、継続してより良いガバナンス体制を構築すべく、検討を重ねる方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ANAホールディングス株式会社	514,700	17.96
TOTO株式会社	140,000	4.89
株式会社安川電機	90,660	3.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	83,400	2.91
北九州エアターミナル株式会社	80,000	2.79
九州電力株式会社	70,000	2.44
日産自動車株式会社	60,000	2.09
福山通運株式会社	55,014	1.92
スターフライヤー従業員持株会	44,082	1.54
羽田タートルサービス株式会社	42,680	1.49

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	空運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
斉藤　淳	他の会社の出身者								△			
峯口　秀喜	他の会社の出身者					○		○	○			
前原　典幸	他の会社の出身者								○			
目原　弘一	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斉藤　淳	○	当該取締役が顧問を務めていた日産自動車九州（株）と当社の間には特筆すべき営業上の取引関係はありませんが、同氏が社外取締役を務めていた北九州エアターミナル（株）は、当社の株主であり発行済株式総数の2.79%を保有しており、当社とは北九州空港旅客ターミナルビルの賃貸借の取引があります。また、同氏が勤務していた日産自動車（株）は当社の株主であり発行済株式総数の2.09%を保有しており、当社とは航空券売買の取引があります。	当該取締役は、北九州高速鉄道（株）に在籍され、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識を、主に社外からの経営責任監視の観点から、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、当社との間で特別の利害関係もなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立性を有しています。
峯口　秀喜		当該取締役がグループ経営戦略室経営企画部副部長を務めるANAホールディングス（株）は、当社の株主であり発行済株式総数の17.96%を保有しており、当社と	当該取締役は、ANAホールディングス（株）に在籍され、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識を、主に合理的な事業計画立案・遂行の観点から、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。

		はコードシェア協力や予約システム使用に関わる取引等があります。	
前原　典幸	○	当該取締役が総務本部総務本部長を務めるT OTO(株)は、当社の株主であり発行済株式総数の4.89%を保有しており、当社とは航空券売買の取引があります。また、同氏が社外取締役を務める北九州エアターミナル(株)は、当社の株主であり発行済株式総数の2.79%を保有しており、当社とは北九州空港旅客ターミナルビルの賃貸借の取引があります。	当該取締役は、TOTO(株)に在籍され、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識を、主に経営上の問題に対する現実に即した対応の観点から、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をしております。また、当社との間で特別の利害関係もなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立性を有しています。
目原　弘一	○	当該取締役が人事総務部人事グループ長を務める(株)安川電機は、当社の株主であり発行済株式総数の3.16%を保有しており、当社とは航空券売買の取引があります。	当該取締役は、(株)安川電機に在籍され、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識を、主に健全な財務体質の定着・維持の観点から、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、当社との間で特別の利害関係もなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

(1)報酬委員会は、取締役の報酬の額の決定について、報酬等の透明性、妥当性及び客観性を確保するために設置しております。
(2)報酬委員会の構成は3名以上とし、その過半数は社外役員又は社外有識者から選任することとしており、取締役会で決定しております。
(3)報酬委員会は、独立役員である社外委員2名と、社内取締役である社内委員1名　で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1)緊密な連携を保つため、監査役・会計監査人・監査部による連絡会を定期的に開催し、積極的な情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。
(2)常勤監査役は、監査部が行う各部門の内部監査に立会うなど、適切な連携関係の保持に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

篠原　龍己	他の会社の出身者													
片山　憲一	他の会社の出身者									○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠原　龍己	○	当該監査役が監査役を務める第一交通産業（株）は、当社の株主であり発行済株式総数の0.93%を保有しておりますが、当社との間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。ただし、同氏が勤務していた（株）山口銀行北九州支店（現（株）北九州銀行）は当社借入金の融資元です。	当該監査役は、第一交通産業（株）に在籍され、監査役の立場にあり、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識によって、適切に業務遂行していただけるとの判断から、社外監査役として選任しております。また、当社との間で特別の利害関係もなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立性を有しています。
片山　憲一	○	当該監査役が代表取締役社長を務める北九州エアターミナル（株）は、当社の株主であり発行済株式総数の2.79%を保有しており、当社とは北九州空港旅客ターミナルビルとの賃貸借取引があります。	当該監査役は、北九州市港湾空港局長を始め、永きにわたり行政分野で活躍され、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識によって、適切に業務遂行していただけるとの判断から、社外監査役として選任しております。また、当社との間で特別の利害関係もなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では取締役の報酬の額の決定については、報酬等の透明性、妥当性及び客観性を確保するために、報酬委員会（会社法第404条第3項に定める報酬委員会ではありません。）を設置し、年1回以上開催し当該報酬等の額について検討することとしております。なお、報酬委員会の構成（3名以上）は、取締役会で決定し、その過半数は社外役員または社外有識者から選任しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、取締役会事務局である総務人事部をはじめ議案内容に応じてその管轄部署が適宜当社の状況について説明しています。
社外監査役については社外取締役と同様に、取締役会の議案等につき必要に応じて総務人事部をはじめとした管轄部署が適宜説明を行うとともに、監査役会にて常勤監査役を通じて監査に必要な資料の提供並びに報告がなされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(a)取締役会・役員体制
当社の取締役会は、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成されております。法令で定められた事項をはじめ、経営の基本方針、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。
業務執行は、組織規模、業務内容・業務量により適宜執行役員を選任し、権限委譲した組織運営を行うとともに迅速で効率的な意思決定を行っております。
取締役会は、毎月1回定例的に開催しているほか、必要に応じて臨時開催しております。また、監査役の職務遂行に資するため、監査役も出席しております。

(b)監査役会・監査役
当社は監査役会を設置しており、監査役3名のうち、1名が常勤監査役、2名が社外監査役であります。また、毎月1回定例的に開催しているほか、必要に応じて臨時開催しております。

(c)経営会議・執行役員
常勤取締役と執行役員で構成される経営会議を原則として毎週1回定例開催しているほか、必要に応じて臨時開催しております。社長決裁事項のうち重要なものについて、あらかじめ経営会議において基本方針等を審議することとしており、あわせて業務全般にわたる情報共有を行っております。
また、監査役の職務遂行に資するため、常勤監査役も出席しております。

(d)役員報酬の決定方法等
取締役の報酬等の透明性、妥当性および客観性を確保することを目的に、取締役会で決定する取締役2名（うち社外取締役1名）及び社外監査役1名で構成する報酬委員会（会社法第404条第3項に定める報酬委員会ではありません。）を設置し、年1回以上開催することとしております。

(e)子会社管理等
子会社2社にあっては、これまでそれぞれが小規模であるため重要性の観点から非連結子会社となっております。しかし、当社グループ全体としての意思統一を図ることを目的に必要に応じて子会社より業務報告を受け、また情報交換等を行っております。
また、「内部統制システム構築の基本方針」は当社グループ全体として制定しております。

(f)社外からの助言等
当社は、弁護士、監査法人、税理士、弁理士等の専門家に対して、業務執行上、疑義が生じた場合は適宜、指導・助言を仰ぎ、コンプライアンスを重視した業務運営体制を構築しています。

(g)会計監査
会計監査の状況につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査を有限責任あずさ監査法人より受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
当期において、監査業務を執行した公認会計士は、増田靖氏（継続監査年数：2会計期間）及び山根玄生氏（継続監査年数：6会計期間）であります。監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の属する航空産業は運航・整備等、各部門に高い専門性が求められることから、当社では各部門業務に精通した取締役又は執行役員が業務執行を行うこととしております。また、公共交通機関として透明性の高い経営を行う観点から、社外取締役並びに社外監査役を選任し、業務執行状況の監督・監視が適切に行える体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が最も集中すると見込まれる日を避け、多くの株主様にご出席いただきやすい日に設定するよう努めてまいります。
その他	株主総会の招集通知の発送とあわせて、その当日に当社ホームページにてその内容を公表し、当社株主の皆様が早急に当該内容を閲覧できるようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	IR・企業情報の専用ページを設け、適時開示資料はもちろん、その他の必要と思われる情報についても適宜掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務経理部にIR担当を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの構築に関する基本方針は、次のとおりであります。なお、本基本方針は、平成18年５月に制定され、その後、平成27年５月１日開催の取締役会において修正決議いたしました。

A 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社グループは、「安全運航とともにコンプライアンス（法令はもとより、社内規程、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動すること）を経営の基本とする」としたコンプライアンス規程の精神を役職員の行動の礎とする。
(2)コンプライアンス委員会により、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、公正かつ適切な経営の実現に努める。
(3)経営者直属の内部監査部門である「監査部」は、内部管理体制の適正性・有効性を検証し、適時経営者へ報告を行う。また、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）を設け、その運用は、当社監査部が所管する。
(4)当社グループの役職員は、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）により、不正行為等について直接に当社監査部または外部弁護士に対して通報または相談を行うことができる。

B 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。情報漏洩・不正使用の防止および情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努める。

C 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)企業活動の維持的発展の実現を阻害するリスクに対処するため、日常的にリスクを認識し、社内規程等に従い、損失の危機を回避・予防する。また、重大なリスクが顕在化したときは、被害を最小限に留めるための適切な措置を講ずる。
(2)当社グループは、「リスク管理規程」を制定し同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

D 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)毎月１回開催する定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、重要な業務執行については、十分な審議を経て決定する。
(2)取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、経営会議（原則として毎週1回開催）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
(3)取締役の意思決定に基づく職務執行の効率化を図るため、「組織規程」および「職務権限規程」により各部門長の業務分担・権限を明確にする。

E 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、「関係会社管理規程」に従い、グループ各社の事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行わせるとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとする。
(2)当社グループは、「コンプライアンス規程」を制定し、業務の適正性を確保するため当社グループの全ての役職員に周知徹底する。
(3)当社コンプライアンス委員会は、当社グループを一体的に掌握し活動を行なう。
(4)当社は、当社グループにおける意思決定、指揮命令系統、権限その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
(5)子会社の主要な取締役および監査役は当社の関連部門の職員および監査役が兼務していることから、子会社において重要な事象が発生した場合、当社は当該子会社の取締役会を通じて速やかに報告を受ける。
(6)監査役および監査部は、当社グループを対象に監査役監査およびグループ内部監査を実施する。

F 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1)当社グループの役職員は、事業運営において財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは、当社グループの社会的な信用の維持・向上に資することを常に認識し、財務報告に係る内部統制の整備・運用に取組む。
(2)取締役会及び監査役は、経営者の業務執行を監督する機関でもあることから、経営者による定期的報告を通じ、経営者による内部統制の整備・運用について監視・監督の責任を負う。

G 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役会の求めにより独立性を確保した使用人を任命し、監査役会の指揮命令下に置くこととする。

H 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
(1)取締役および執行役員は、取締役会、監査役会、その他監査役が出席する重要会議において、定期的にその業務の執行状況を報告することとする。
(2)当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要事実が発見された場合、所管部門は、直ちに監査役に報告を行なう。
(3)監査役は、上記のほか必要に応じ、当社グループの役職員に対し、業務の報告を求める。

I その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役会は、３名以上の監査役で構成され、その半数以上を社外監査役とする。
(2)監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に基づき監査役監査を実施する。
(3)監査役は、必要に応じ、経営者および各部門長等との情報・意見の交換を行う。
(4)当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う。
(5)当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
(6)当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
(7)監査役会が独立の外部専門家を顧問とすることを求めた場合、当社は監査役会の職務の執行に必要がないと認められる事案を除きその費用を負担する。
(8)会計監査については、会計監査人である監査法人により、独立した立場から監査業務が執行されるものとする。

J 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない方針を堅持する。また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社グループ全体で毅然とした対応をとるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「内部統制システムの構築に関する基本方針」「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力や団体に対し、一切の関係を遮断することを役員・従業員に徹底しております。
社内管理体制としては、統括部門を総務人事部、統括責任者を総務人事部長とし、「反社会的勢力対策規程」により、情報収集・研修等を行い、外部専門機関とも連携し排除体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。